

令和5年度宇多津町観光情報動画等制作・発信事業 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、宇多津町（以下「本町」という。）が発注する「令和5年度宇多津町観光情報動画等制作・発信事業（以下「本事業」という。）」について、適切な業務遂行能力を有した受託事業者を公募型プロポーザル方式により募集し、選定するために必要な事項を定めるものである。

1. 業務の概要

(1) 業務の名称

令和5年度宇多津町観光情報動画等制作・発信事業

(2) 業務の目的

本町の産業構造では観光産業の占める割合が大きく、観光客数増加は総合計画・総合戦略においても重要な目標として定めている。しかしながら、新型コロナウイルスの影響により、観光客数は伸び悩んでおり、ポストコロナにおいて目標を達成するためには、情報発信に重点的に取り組む必要がある。

こうした状況を踏まえ、本事業では、本町に訪れたいくなるような情報コンテンツを作成し、発信することに取り組む。特に、2025年には、関西・大阪万博や瀬戸内国際芸術祭が開催予定であり、世界中から瀬戸内が目玉されるチャンスであるため、作成する情報コンテンツを多言語化し、外国人をターゲットにした発信に取り組み、外国人観光客の増加を目的に本事業を実施する。

(3) 業務内容

「令和5年度宇多津町観光情報動画等制作・発信事業 仕様書（以下「仕様書」という。）」に記載のとおり。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された参加者の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがある。

(4) 委託期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

(5) 見積限度額

8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

この予算の範囲内で企画提案を行うこととする。

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務の規模を示すものである。

2. 参加資格要件

参加者は、次の全ての要件を満たしている者であることとする。

- (1) 香川県内に本社、本店、支店、営業所のいずれかがあること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続の申立てをしていないこと。
- (4) 法人等の代表者が破産者、法律行為を行う能力を有しないもの、または禁固刑以上の刑(執行猶予を含む。)に処せられていないこと
- (5) 宇多津町物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領(平成23年要領第2号)に基づく指名停止要件に該当していない者であること。
- (6) 法人等の役員、または経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 法人等が国税、または地方税を滞納していないこと。
- (8) 本事業に係る業務を十分に履行できるものであること。
- (9) 本事業を行う能力を有する単独企業であること。

3. 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

質問票(様式第7号)を使用した文書によるものとする。

(2) 提出方法

電子メールで担当事務局まで送付することとする。

電子メールの件名は「令和5年度宇多津町観光情報動画等制作・発信事業に関する質問」とし、電話により受信確認を行うこととする。

※電話：0877-49-8009

※電子メールアドレス：machi@town.utazu.kagawa.jp

※評価等に影響を及ぼす恐れがある質問(参加業者数・参加業者名・評価委員等)についての質問は受け付けない。

(3) 受付期限

令和6年1月5日(金)午後5時まで(必着)

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年1月10日(水)までに、本町ホームページ上で公表する。
なお、質疑を行った参加者名は公開しないものとする。

4. 参加意思表明書提出に関する事項

(1) 提出書類

- ① 参加意思表明書(様式第1号)
- ② 会社概要(様式第3号)
- ③ 業務担当者一覧表(様式第4号)

④ 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の滞納が無いことを証明する書類

(2) 提出期限

令和6年1月5日（金）午後5時必着

(3) 提出方法

提出方法は、持参又は郵送による。

- ① 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ② 提出期限までに参加意思表明書が到着しないことを理由に参加意思表明書を無効とした場合、一般書留又は簡易書留などによる配達の記録を有さない者からの異議は受け付けない。
- ③ 持参する場合は、執務時間中（平日の午前8時30分から午後5時まで）に担当事務局に持参することとする。

(4) 提出部数

1部 (社名・会社印・代表社印有)

(5) 参加表明後の辞退

参加表明等を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第2号）を提出するものとする。

5. 参加資格要件の確認及び通知方法

提出された参加意思表明書についてその内容を審査し、当該参加資格要件に適合しているか確認するものとする。

参加資格要件の適否を確認した後、参加者に確認結果を宇多津町プロポーザル（コンペ）参加資格確認結果通知書（様式第5号）により通知するものとする。

参加資格要件に適合しないとされた者に対しては、その理由を記載するものとする。

6. 企画提案に関する事項

(1) 提出書類

① 企画提案書提出書（様式第6号）

② 企画提案書（任意様式）

- ・ 仕様書の業務概要に掲げる各事項について、具体的な提案をするとともに業務の実施手順及び実施体制、業務スケジュールを記載すること。
- ・ 用紙はA4とし、頁数は表紙・目次を含めて20ページ以内とすること。なお、A3折込みを入れる場合は、2頁扱いとする。
- ・ フォントサイズについては10.5pt以上またはそれと同等の大きさのフォントとし、写真やイラストを活用するなど、読みやすさに留意すること。
- ・ 企画書の提出は1社1案とする。
- ・ 企画提案書は、参加者が特定される名称は記載しないこと。

③ 見積書及び見積内訳書（任意様式）

(2) 提出期限

令和6年1月12日（金）午後5時必着

(3) 提出方法

提出書類は、持参又は郵送による。

- ① 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ② 提出期限までに企画提案書が到着しないことを理由に企画提案書を無効とした場合、一般書留又は簡易書留などによる配達記録を有さない者からの異議は受け付けない。
- ③ 持参する場合は、執務時間中（平日の午前8時30分から午後5時まで）に担当事務局に持参すること。

(4) 提出部数

① 企画提案書提出書（様式第6号）

正本1部 （社名・会社印・代表社印有）

② 企画提案書（任意様式）

正本1部

副本8部（副本については複写可とする。） （社名・会社印・代表社印無）

③ 見積書及び見積内訳書（任意様式）

正本1部 （社名・会社印・代表社印有）

7. 契約候補者の選定方法

「令和5年度宇多津町観光情報動画等制作・発信事業提案審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、下記の審査を行い、契約候補者を選定する。

(1) 第1次審査

提出された企画提案書を基に、後述する第1次審査の評価項目及び評価内容により審査を行う。審査結果は、参加者全員に通知し、第1次審査合格者には、プレゼンテーションの日時も併せて通知する。

(2) 第2次審査

第2次審査としてプレゼンテーション審査を行い、第1次審査における事前評価点分を加えて、審査委員会において評価が最も優れている参加者を第1優先契約候補者として選定する。

（次点者も決定する。）同点数により複数の最高得点者が生じた場合には、原則として提案金額の安価な提案者を第1優先契約候補者として選定する。

また、参加者が1者の場合にあってもプレゼンテーション審査を実施し、その提案内容が最低水準点を満たすと認められる場合は、その参加者を契約候補者として選定する。

なお、本プロポーザルに参加した他の参加者の情報、選定結果、評価点は公開しない。選定結果については、参加者全員に対し自己の結果のみ通知する。

また、評価の詳細・評価点・審査の経緯及びその内容は公開せず、審査及び結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

8. プレゼンテーションに関する事項

(1) プレゼンテーション実施日

令和6年1月下旬（予定）

(2) プレゼンテーション

提出した企画提案書を利用して、口頭説明を20分以内とし、その後質疑応答の時間を5分程度設ける。出席者については、1者あたり3名以内とする。

(3) プレゼンテーションの際の注意事項

- ① プレゼンテーションの実施日時及び会場等の詳細は、別途通知する。
なお、プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受付順とする。
- ② プレゼンテーションに使用するスクリーンは事務局が準備するが、パソコン、プロジェクター等のその他必要機材は参加者において準備する。
- ③ プレゼンテーションの準備は開始時間までに行う事とし、開始時間が過ぎた場合は所要時間に含める。
- ④ プレゼンテーションでは、企画提案書の内容を補完するために、企画提案書に準じた投影資料の使用を認める。ただし、提出した企画提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションを行った場合は失格とする。
- ⑤ 指定した時間に遅れた場合は失格とする。
ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

9. 審査結果

プロポーザルは、審査委員会が企画提案書評価基準に基づき審査し、後日速やかに参加者全員にその結果を書面にて通知する。

10. 企画提案書評価基準

第1次審査の評価項目及び評価内容は次の通りとする。

評価項目	評価内容	配点
業務遂行能力	地方自治体発注の同種又は類似業務の実績があるか。	15
	統括責任者の業務遂行能力があるか。	
	業務担当者の業務遂行能力があるか。	
合計		15

第2次審査の評価項目及び評価内容は次のとおりとする。

評価項目	評価内容	配点
業務遂行能力	地方自治体発注の同種又は類似業務の実績があるか。	15
	統括責任者の業務遂行能力があるか。	
	業務担当者の業務遂行能力があるか。	
企画提案	本業務の目的及び趣旨を理解した適切な実施方針を記載しているか。	70
	本町の魅力をしっかりと捉え、視聴者に強く印象付ける工夫や仕掛けがなされているか。	
	本町のブランドイメージを高め、本町を訪れたいくなるような訴求効果の高い内容であるか。	
	情報発信の方法（媒体等）について効果的な提案がされているか。また、情報発信の方法（媒体等）は、想定するターゲットに訴求するものとなっているか。	
	仕様書の内容に基づく業務のほか、独自性のある、創意工夫がされた企画提案内容となっているか。	
ヒアリング	本事業に対する取組み意欲が強く感じられたかどうか。	10
	コミュニケーション能力について、質問に対する応答が、明快かつ迅速であったか。	
見積価格	見積価格は適正か。 配点×(提案者中の最低見積価格)/(当該見積価格) ※小数点第1位以下は切り捨て	5
合計		100

1.1. 契約の締結

審査結果に基づき選定した第1優先契約候補者と、提案に沿って契約内容について協議、調整を行った上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約により委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。

なお、第1優先契約候補者に選定された参加者が辞退した場合、又は協議が整わなかったときは、次点者を第2優先契約候補者に選定し、契約についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

また、参加者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その参加者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

1 2. 実施スケジュール

項 目	期 日
公募型プロポーザル公募開始 (ホームページ掲載)	令和5年12月22日(金)
本業務に関する質問の受付期限	令和6年1月5日(金) 午後5時まで
本業務に関する質問の回答期限	令和6年1月10日(水) 午後5時まで
参加申請書類の提出期限	令和6年1月5日(金) 午後5時まで
企画提案書類の提出期限	令和6年1月12日(金) 午後5時まで
プレゼンテーション実施	令和6年1月下旬(予定)
審査結果通知	令和6年1月下旬(予定)
契約締結	令和6年1月下旬(予定)

1 3. 失格事由

参加者が、次のいずれかに該当することが判明したとき又はその他不正な行為があったときは失格とし、既に提出された企画提案は無効とする。

- (1) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (2) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 提案の見積金額が見積限度額を上回るとき。
- (5) 参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (6) 審査の透明性・公正性を害する行為があったとき。

1 4. その他

- (1) 企画提案書の作成・提出等に係る一切の経費は、参加者の負担とする。また提出書類は返却しない。
- (2) 提出期限後の企画提案書の差し替えは認めない。
- (3) 採用された企画提案については、内容の一部変更を指示することがある。
- (4) 本事業により得られた成果品及びすべての権利(所有権、著作権等)は、本町に帰属する。
- (5) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (6) 参加者は、この実施要領に同意したものとみなす。

1 5. 担当事務局

宇多津町役場まちづくり課 担当：岩瀬

住所：〒769-0292 香川県綾歌郡宇多津町1881番地

電話：0877-49-8009

FAX：0877-49-0515

電子メールアドレス：machi@town.utazu.kagawa.jp